

## 高塚配水池における水質基準の超過に係る再発防止策について

1月27日（木）に発生した高塚配水池における水質基準超過について、水道局内で事故発生原因の検証を行いました。この結果に基づいて再発防止措置を行いましたので報告します。

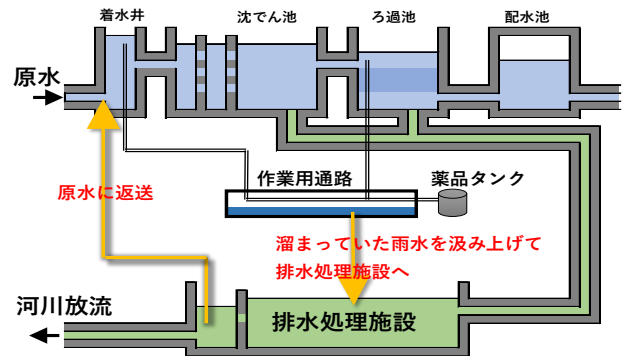
## 1 事故の概要

令和4年1月27日（木）19時、小雀浄水場から送水している高塚配水池（泉区）において、国の定めた水質基準0.6mg/Lを超える濃度の「塩素酸」を含んだ水道水を給水する事故が発生しました。（塩素酸の濃度は、最大で0.93mg/L）

影響のあった給水エリアは、戸塚区、瀬谷区、泉区の一部で、給水戸数は約36,000戸でした。

## 2 水質基準を超えた塩素酸の発生経緯

小雀浄水場において、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムを薬品タンクから注入地点まで移送する配管の修理のため、作業用通路内に溜まっていた雨水（約40m<sup>3</sup>）を汲み上げ、場内の排水処理施設を経由して河川に放流しました。雨水の汲み上げにあたっては、残留塩素濃度、臭気、pHなどの水質を検査したところ、異状は見られませんでした。しかし、放流の途中において、汲み上げた雨水の中に、配管から漏洩していた次亜塩素酸ナトリウムの混入を確認したため、雨水の汲み上げと、河川への放流を停止しました。河川放流の停止により、排水処理施設から水があふれそうになったことから、排水処理施設の水を緊急的に原水に返送し、浄水処理過程の中で水質監視しながら処理する判断としました。この返送した水に、塩素酸が含まれていたものです。



## 3 事故の原因と再発防止策

## (1) 原因

- ① 根本的な原因：滞留していた雨水を、浄水場の処理プロセスの中の排水処理施設に入れたこと
- ② 二次的な原因：本来行わないこととしている排水処理施設の水を原水に返送したこと

## (2) 再発防止策

今回の事故を教訓として、①排水処理施設に繋がるルート外の水を入れないことを浄水場の運転マニュアルに明記しました。また、②排水処理施設の水を原水へ返送しないこと、③施設内に溜まった雨水は別途処分すること、を浄水場職員に対し指導徹底しました。さらに、④作業用通路内には雨水が溜まらないよう修繕工事を実施するとともに、定期的なパトロールを実施します。

上記の検証結果と再発防止策については、2月16日（水）の市会常任委員会で報告いたしました。

今後、二度と同様な事故が発生しないよう再発防止に全力を尽くしてまいります。

市民の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。

## お問合せ先

水道局浄水課長 羽布津 慎一 TEL 045-671-3423